

計画の

基本的事項

1

第1節 計画策定の背景

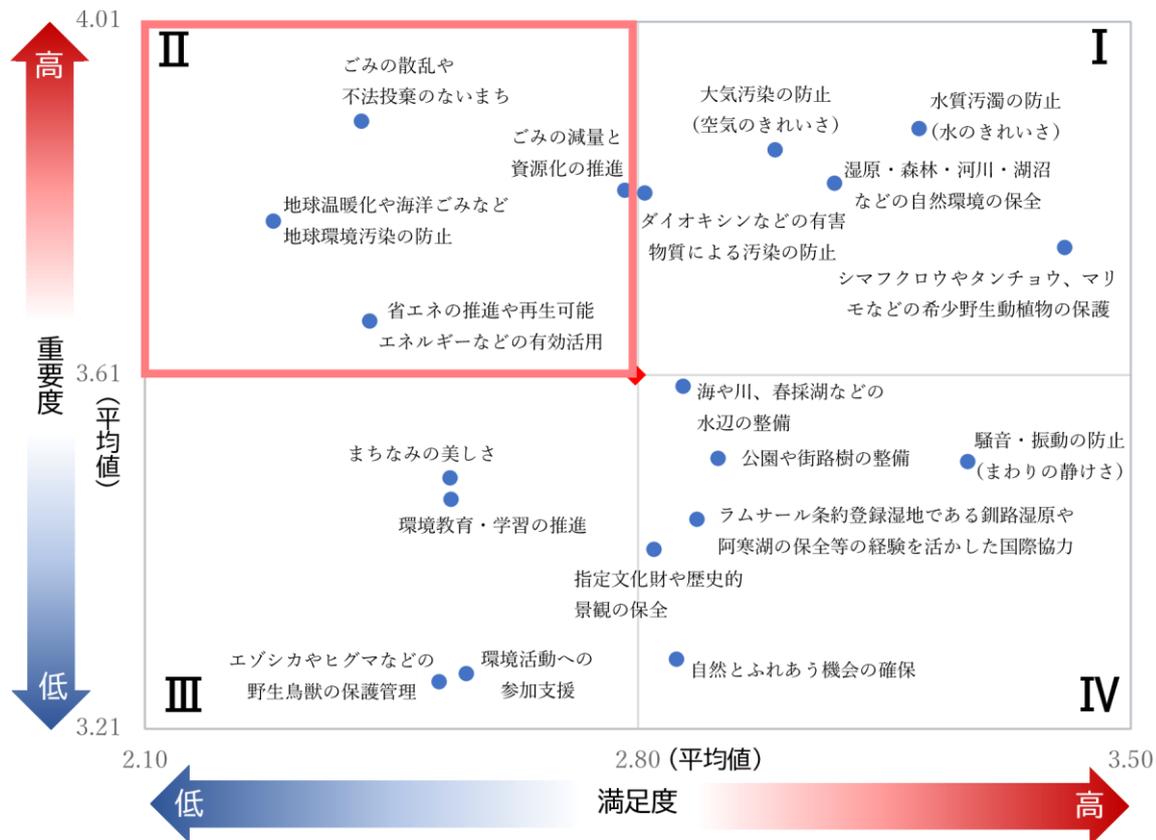
1 計画策定の趣旨

釧路市では、2010年度（平成22年度）に「釧路市環境基本計画」を策定し、21世紀半ばを展望した本市の望ましい環境像を「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」と定め、この環境像の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この計画は2020年度（令和2年度）をもって計画期間が終了となりますが、この間私たちを取り巻く環境問題にも様々な変化がみられました。

また、これまでの取り組みの検証を兼ねた市民アンケートにおいては、節電・節水やごみの分別などの取り組みが市民の日常生活に定着していることがみられた一方で、地球温暖化の進行を実感する声が多かったことや、ごみに関する問題について前回調査時より満足度の低下がみられました。

このことから、環境問題に関する社会情勢の変化に対応し、本市における環境問題の解決に向けた施策などのさらなる推進を図るため、「第2次釧路市環境基本計画」を策定するものです。

令和元年度 市民アンケート調査 重要度・満足度のスコアマップ



象限	重要度
I	重要性を感じており、現状にも満足している。
II	重要性を感じているが、現状にはあまり満足していない。
III	重要性はあまり感じておらず、現状にもあまり満足していない。
IV	重要性はあまり感じていないが、現状にはある程度満足している。

第2次釧路市環境基本計画策定に係る市民アンケート調査（令和元年度）より

2 国内外における環境行政の動向

●地球温暖化

2011年（平成23年）、東日本大震災の発生に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、全国の原子力発電所が安全性を評価するため運転を停止したことや、それに伴って火力発電所が増加したことにより、エネルギーに対する考え方や施策が大きく変化しました。

その後、2015年（平成27年）には、フランス・パリで開催されたCOP21で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）に発効されました。このパリ協定の採択を受け、国では「地球温暖化対策計画」を策定し、さらに地球温暖化によりすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、「気候変動の影響への適応計画」も策定しています。

●生物多様性

2010年（平成22年）、生物多様性が引き続き減少している状況を踏まえ、COP10で「愛知目標」が採択されました。これを受け、2012年（平成24年）に国は「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めています。

●公害

世界的な人口増や経済活動の活性化に伴い、大陸からの微小粒子状物質（PM2.5）の越境汚染が問題視されています。

●廃棄物（海洋汚染）

世界における廃棄物の発生量は増大しており、またマイクロプラスチックによる海洋汚染も問題視されています。

●持続可能な開発目標

2015年（平成27年）、国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が掲げられました。



出典：国際連合広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際的な環境行政の主な動向

年月	内容
2010年（平成22年） 7月	「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」採択
2015年（平成27年） 9月	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
12月	温室効果ガス排出量削減のための新たな枠組み「パリ協定」採択

国における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2011年 (平成23年)	3月 東日本大震災発生 6月 「環境教育等促進法」公布
2012年 (平成24年)	10月 「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
2013年 (平成25年)	5月 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」公布
2014年 (平成26年)	5月 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正
2016年 (平成28年)	5月 「地球温暖化対策計画」閣議決定 12月 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」決定
2017年 (平成29年)	5月 「エコアクション21ガイドライン2017年版」改訂
2018年 (平成30年)	4月 「第五次環境基本計画」閣議決定 6月 「気候変動適応法」公布 6月 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 7月 「第5次エネルギー基本計画」閣議決定 11月 「気候変動適応計画」閣議決定
2019年 (令和元年)	5月 「プラスチック資源循環戦略」策定 5月 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定 5月 「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布 12月 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」一部改定

北海道における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2010年 (平成22年)	7月 「北海道生物多様性保全計画」策定
2012年 (平成24年)	3月 「第11次北海道鳥獣保護事業計画」策定
2013年 (平成25年)	3月 「北海道の生物多様性の保全等に関する条例」制定
2014年 (平成26年)	3月 「北海道環境教育等行動計画」策定
2015年 (平成27年)	9月 「北海道生物多様性保全計画」の一部変更 3月 「北海道循環型社会形成推進基本計画 (改訂版)」策定 3月 「北海道廃棄物処理計画 (第4次)」策定
2016年 (平成28年)	3月 「北海道環境基本計画 (第2次計画)」改定
2017年 (平成29年)	3月 「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画」策定 3月 「北海道ヒグマ管理計画」策定 3月 「北海道エゾシカ管理計画 (第5期)」策定
2018年 (平成30年)	3月 「北海道災害廃棄物処理計画」策定
2020年 (令和2年)	3月 「北海道循環型社会形成推進基本計画 (第2次)」策定 3月 「北海道廃棄物処理計画 (第5次)」策定 3月 「北海道気候変動適応計画」策定

3 釧路市における環境行政の動向

●釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定

市・市民・事業者が協働して温暖化対策を推進することにより、国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、環境負荷の小さい地域づくりを目的として2011年（平成23年）3月に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画は2020年度（令和2年度）までに1990年度（平成2年度）比で二酸化炭素排出量を11.4%削減することを目標とし、取り組みを推進してきました。

●一般廃棄物処理基本計画の策定と中間見直し

本市では2009年（平成21年）4月に「釧路市ごみ処理基本計画」を、同年8月に「釧路市生活排水処理基本計画」を策定し、それぞれ推進してきました。その後、2014年（平成26年）4月にはこれらを「釧路市一般廃棄物処理基本計画」として統合し、中間見直しを行いました。この際、「釧路市環境基本計画」に合わせて計画期間を2020年度（令和2年度）までとしています。

●釧路市地球温暖化防止実行計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は、当該団体の事務および事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定して取り組みを進めています。

2018年度（平成30年度）から第4期となった本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、二酸化炭素排出量を2022年度（令和4年度）までに2013年度（平成25年度）比で21.2%削減することを目指しています。

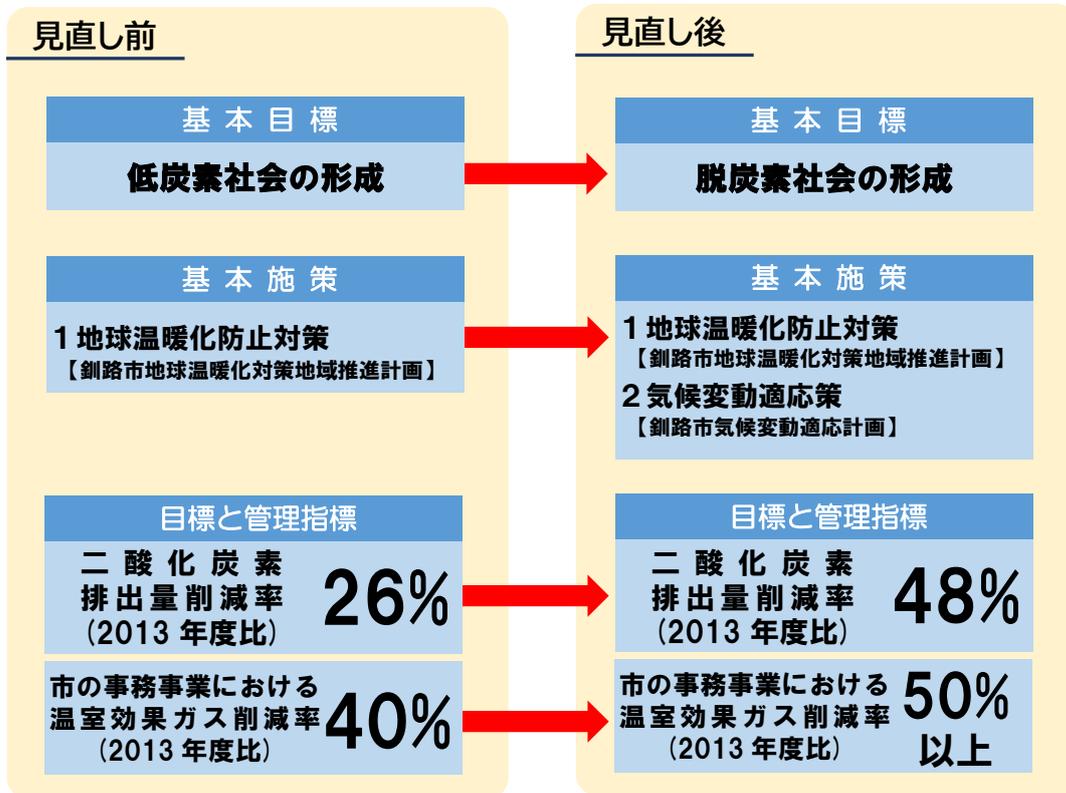
●COOL CHOICEへの賛同

政府は温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、政府・事業者・国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。本市においても、2017年（平成29年）4月1日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民・事業所・団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進しています。

釧路市における環境行政の主な動向

年 月	内 容
2001年（平成13年） 3月	「釧路市環境基本計画」策定（旧釧路市）
2005年（平成17年） 10月	釧路市・阿寒町・音別町が合併（新釧路市）
2008年（平成20年） 3月	「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題について ～環境配慮行動のあり方～（指針）」策定
2009年（平成21年）	4月 「釧路市ごみ処理基本計画」策定
	8月 「釧路市生活排水処理基本計画」策定
2011年（平成23年）	3月 新市として新たな「釧路市環境基本計画」策定
	3月 「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」策定
2014年（平成26年） 4月	「釧路市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを実施
2017年（平成29年） 4月	「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を実施

本計画の策定後、地球温暖化対策をめぐる国の政策見直しや全国各地で気候変動による影響で記録的な熱波や豪雨が続くなど、社会情勢の変化がありました。この情勢変化に対応するため、本計画の基本目標「低炭素社会の形成」について見直しを行いました。



基本目標は、2030年度（令和12年度）までの計画期間において、2050年の二酸化炭素実質排出量ゼロのカーボンニュートラル実現に向けて市民・事業者と認識を共有し、脱炭素社会に向けたライフスタイルや事業活動などの行動喚起を促進する必要があることから、「低炭素社会の形成」を「脱炭素社会の形成」へと見直しました。

基本施策は、地球温暖化防止対策による二酸化炭素の排出抑制による「緩和策」に対して、高温による熱波や豪雨による災害など、既に温暖化の影響が現れている気候変動に対処し被害を回避・軽減する「適応策」を進めていくため、「気候変動適応策」を追加しました。

この施策は、国の「気候変動適応法」第12条に基づき策定した「釧路市気候変動適応計画」にあたり、「第2次釧路市環境基本計画」に包含する個別計画となります。

目標と管理指標は、国と北海道が温暖化対策計画を改定した状況を踏まえ、二酸化炭素排出量削減率を北海道の削減目標に合わせて26%から48%へと見直しました。

市の事務事業における温室効果ガス削減率は、2023年（令和5年）3月に策定された釧路市温暖化防止実行計画（第5期）の目標に合わせて40%から50%以上に見直しました。

本計画策定後の地球温暖化や気候変動に関する主な社会情勢の変化は次のとおりです。

国際的な動向

年 月	内 容
2021年（令和3年） 10月	国連気候変動枠組条約締結国会議（COP26）グラスゴー気候合意
2023年（令和5年） 3月	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次統合報告書 公表

2021年（令和3年）10月にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べて、1.5℃に抑えることを目標とする合意文書が採択されました。

2023年（令和5年）3月に公表されたIPCC第6次統合報告書では、地球温暖化の原因が人間活動の影響であることに「疑う余地がない」と結論付け、世界の平均気温は産業革命前からすでに1.1℃上昇しており、2030年代には1.5℃に達する可能性が高いことを改めて指摘しました。

また、世界の平均気温の上昇を抑えるためには、早期に二酸化炭素排出量を大幅に削減しなければならないとされており、各国政府はこれまで以上の対策が求められます。

国の主な動向

年 月	内 容
2021年（令和3年）	6月 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）改正
	10月 「地球温暖化対策計画」改定
	10月 「第6次エネルギー基本計画」閣議決定
	10月 「気候変動適応計画」改定
2023年（令和5年）	2月 「気候変動適応法」改正
	5月 「気候変動適応計画」改定

我が国では、パリ協定の採択を受けて、2020年（令和2年）10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする」と宣言し、2021年（令和3年）4月には、2030年度（令和12年度）の削減目標を「2013年度（平成25年度）比46%減」とすることを表明しました。

その後、地球温暖化対策推進法の改正で「2050年カーボンニュートラル」が基本理念として明記され、その実現に向けて、温暖化対策計画が改定されました。

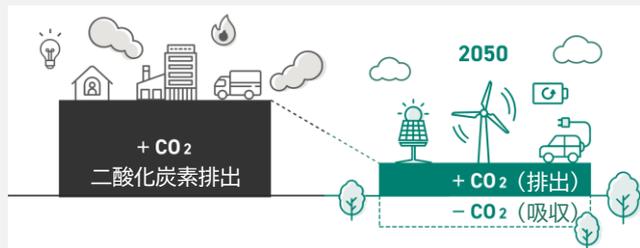
また、気候変動については、近年の気温の上昇、大雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加など気候変動による影響が全国各地で現れており、長期にわたり拡大するおそれがあることから2018年（平成30年）6月に気候変動適応法が制定され、同年11月には気候変動適応計画が策定されています。2023年（令和5年）の気候変動適応法の改正、気候変動適応計画の改定では熱中症対策が強化されました。



カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを出す量を減らし、どうしても出てしまう分は吸収したり除去したりすることで全体として差し引きゼロにすることを指します。

二酸化炭素の吸収源には、森林やブルーカーボンと呼ばれる海藻などの光合成による炭素の吸収や、二酸化炭素を地下深くに貯留する方法などがあります。



出典：環境省 脱炭素ポータルサイト

北海道の主な動向

年 月	内 容
2021年 (令和3年)	3月 「北海道環境基本計画（第3次計画）」策定
	3月 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」策定
	4月 「北海道気候変動適応センター」設置
2022年 (令和4年)	3月 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」改定
2023年 (令和5年)	3月 「北海道地球温暖化防止対策条例」改正 (通称：ゼロカーボン北海道推進条例)
	4月 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」改定版を 「ゼロカーボン北海道推進計画」に改称。他一部修正。

北海道は、2020年（令和2年）3月に「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことを表明し、2021年（令和3年）3月に「北海道環境基本計画」と「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定しました。その後、国が地球温暖化対策計画を改定したことなどの状況変化を踏まえ、2022年（令和4年）3月に温室効果ガスの削減目標の見直しや、重点的取り組みの追加・拡充などが行われました。2023年（令和5年）3月には、「北海道地球温暖化防止対策条例」が改正され、基本理念が新設されたほか、通称を「ゼロカーボン北海道推進条例」としました。翌月には「北海道地球温暖化対策推進計画」の名称を「ゼロカーボン北海道推進計画」に改めるなど、ゼロカーボン北海道の実現に向けた動きが加速しています。

また、気候変動については、国が気候変動適応法を制定したことを踏まえ、2018年（平成30年）9月に、「適応」の取り組みの基本的な考え方を示す「北海道における気候変動の影響への適応方針」を策定しました。その後、北海道の地域特性や社会情勢の変化などに応じて、「適応」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2020年（令和2年）3月に「北海道気候変動適応計画」を策定しました。2021年（令和3年）4月には、道内の「適応」の取り組みを進めるための拠点として、「北海道気候変動適応センター」を設置し、道民・事業者・道内自治体に向けて気候変動の影響や気候変動適応に関する情報提供や技術的助言を行っています。

釧路市の主な動向

年 月	内 容
2021年 (令和3年)	2月 「ゼロカーボンシティ」宣言
	3月 「第2次釧路市環境基本計画」策定
2022年 (令和4年)	3月 阿寒摩周国立公園の阿寒湖温泉エリア「ゼロカーボンパーク」登録
	7月 釧路湿原国立公園の釧路市エリア「ゼロカーボンパーク」登録
2023年 (令和5年)	3月 「釧路市地球温暖化防止実行計画（第5期）」策定
	12月 釧路市・釧路町・釧路信用金庫による3者一斉の「デコ活」宣言実施

●ゼロカーボンシティ宣言

国が2050年までに脱炭素社会の実現を目指す宣言をしたことを踏まえ、本市では、蝦名大也市長が2021年（令和3年）2月に開催された令和3年第1回釧路市議会2月定例会の市政方針演説の中で、2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。



ゼロカーボンシティとは

環境省は、「2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする」と宣言した自治体を「ゼロカーボンシティ」としています。

国がカーボンニュートラル宣言をした2020年（令和2年）10月26日時点における「ゼロカーボンシティ」宣言自治体数は166自治体でしたが、2023年（令和5年）12月28日時点では1,013自治体と大きく増加しており、全国で脱炭素社会に向けた動きが広がっています。



●ゼロカーボンパークへの登録

環境省は、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録し、その取り組みを推進しています。本市の阿寒湖温泉（阿寒摩周国立公園内）における脱炭素・脱プラスチックに向けた取り組みは、2022年（令和4年）3月18日付で「ゼロカーボンパーク」に国内で4番目（新潟県妙高市と同時）、北海道で初めて登録されました。

また、釧路湿原国立公園内における脱炭素などに向けた取り組みについても、2022年（令和4年）7月14日付で登録されました。

●釧路市地球温暖化防止実行計画（第5期）の策定

2023年度（令和5年度）から第5期となった本計画では、本市の事務事業において排出される温室効果ガスを、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で50%以上削減することを目指しています。

●デコ活宣言の実施

2022年度（令和4年度）から環境省が提唱している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（通称：デコ活）」は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国・自治体・企業・団体等で国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする取り組みです。本市では地域にデコ活を普及させ、脱炭素化をさらに進めるために、釧路町・釧路信用金庫と連携して2023年（令和5年）12月25日付で一斉にデコ活宣言をしました。



ゼロカーボンパークとは

ゼロカーボンパークは、環境省が提唱する、国立公園の脱炭素化および脱プラスチックにより、サステナブル（持続可能）な観光地づくりを実現していくエリアです。

登録には、自治体が「ゼロカーボンシティ」宣言していることが条件となっています。

阿寒摩周国立公園（釧路市登録箇所：阿寒湖温泉エリア）

2022年（令和4年）3月18日付登録、同年6月27日に弟子屈町、美幌町、足寄町も登録され、全国で初めて複数自治体の連携によるゼロカーボンパークとなりました。

ゼロカーボンパークに向けた取り組みの概要

1. トレイルネットワークおよびゼロカーボン観光の推進
2. 温泉熱利用設備の導入
3. 地元のおいしい水のPRによるマイボトル推進
4. 民間事業者と連携した普及啓発
5. 国立公園利用施設などにおける再生可能エネルギーの活用およびRE100対応
6. 地域産材の活用とカーボンオフセットの取り組み
7. 世界基準の持続可能な観光地づくり



釧路湿原国立公園（釧路市エリア）

2022年（令和4年）7月14日付登録。

ゼロカーボンパークに向けた取り組みの概要

1. 吸収源としての湿原および森林の保全・再生推進
2. リサイクルを通じた脱炭素社会の推進
3. サステナブルな観光地の推進
4. COOL CHOICE を旗印とした取り組みの普及啓発



第2節 計画の目的

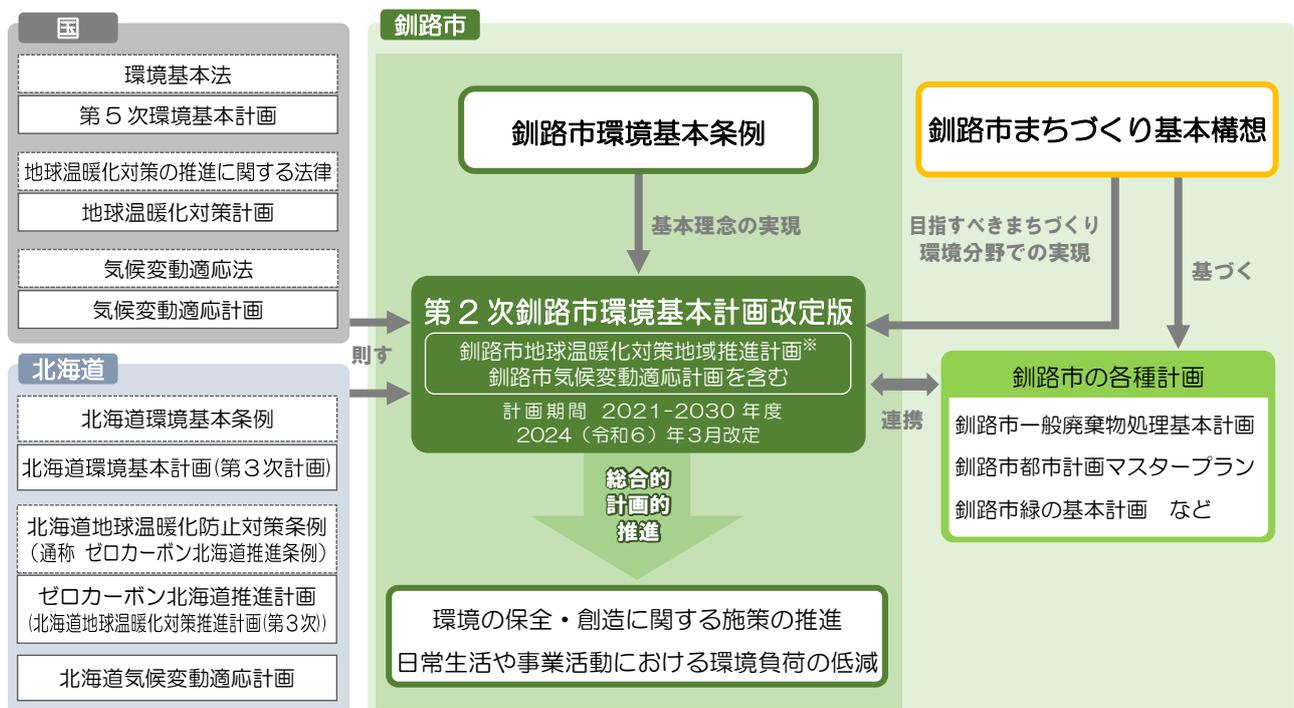
本計画は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、釧路市環境基本条例（第3条）で定められた4つの基本理念を実現することを目的としています。

釧路市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

第3節 計画の位置付け



※地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」にあたる計画

第4節 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、釧路市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭の防止などの生活環境の保全
- ② 生物多様性の確保、釧路湿原・阿寒湖・春採湖などの自然環境の保全
- ③ 豊かな緑、景観の保全などの都市環境の確保
- ④ 廃棄物の適正処理や、リサイクルなどの循環型社会の構築
- ⑤ 地球温暖化の防止や海洋汚染の防止などの地球環境の保全

第5節 計画の対象

本計画の対象は、すべての市民、事業者および市とします。

また、対象地域は、釧路市の行政区域全体とします。ただし、行政区域を越えて広域的な取り組みが必要となる課題や施策については、他の地方公共団体や関係機関などとの協力・連携を図っていきます。

第6節 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

